

## 高知県民生委員児童委員協議会連合会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県民生委員児童委員協議会連合会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、民生委員及び児童委員の活動の活性化を図るため、県内の民生委員及び児童委員活動の中核組織である高知県民生委員児童委員協議会連合会（以下「県民児連」という。）に対し、県民児連運営事業（民生委員及び児童委員の研究事業を含む。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象経費、補助額の範囲及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助額の範囲及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 支出予定額内訳書（別紙1）
- (4) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税の納税義務がない場合は申立書（別紙2））又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写し
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

### (補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、県民児連は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更を除く。）をする場合及び補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難と

なった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を作成し、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。
- (6) 補助事業又は県民児連に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 県税の滞納がないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項

#### （概算払）

第6条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 県民児連は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### （実績報告書）

第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助事業等実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 事業成績書
  - (2) 収支決算（見込み）書
  - (3) 支出済額内訳書（別紙3）
  - (4) 前3号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

#### （補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(2) 県民児連又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

#### 附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号及び第6号並びに第8条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助額の範囲	補助率
<p>県民児連運営事業</p>	<p>1 庁費 旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費並びに使用料及び賃借料</p> <p>2 民生委員及び児童委員の研修費 報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料並びに補助金（各市・郡民生委員児童委員協議会研修補助）</p>	<p>知事が別に定める額</p>	<p>定額</p>

別表第2（第5条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事

様

申請者

住 所

氏 名

生年月日

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県民生委員児童委員協議会連合会補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度高知県民生委員児童委員協議会連合会補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 補助事業の目的及び内容

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 支出予定額内訳書（別紙1）

(4) 県税の滞納がないことを証する証明書（県税の納税義務がない場合は  
申立書（別紙様式2）） 又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証

の写し等。（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、

提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できな程度に

マスキング処理を施す等してください。

(5) (1) から(4) に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

第2号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました事業の内容等に変更（中止・廃止）が生じたため、高知県民生委員児童委員協議会連合会補助金交付要綱第5条第1号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金既交付決定額 円
- 2 今回補助追加（△減額）交付申請額 円
- 3 変更（中止・廃止）事項
- 4 添付書類
  - (1) 収支予算書
  - (2) 変更理由書

第3号様式（第6条関係）

概算払請求書

金 円

令和 年度高知県民生委員児童委員協議会連合会補助金（決定通知番号第 号）を概算交付されるよう高知県民生委員児童委員協議会連合会補助金交付要綱第6条第2項の規定により、請求します。

記

補助金交付決定額 円  
既交付額 円  
今回請求額 円

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住所

氏名

銀行名等	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人
		普・当		



第4号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

事 業 実 績 報 告 書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知がありました令和 年度高知県民生委員児童委員協議会連合会補助金に係る事業を完了しましたので、高知県民生委員児童委員協議会連合会補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金受入済額 円

3 補助金受入年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業成績書
- (2) 収支決算（見込み）書
- (3) 支出済額内訳書（別紙3）
- (4) (1)から(3)までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

## 別紙1

## 支出予定額内訳書

補助対象 事業	経費区分	支出予定額 (単位：円)	積算内訳 (単位：円)
県民児連運 営事業	1 庁費 旅費 需用費 消耗品費 印刷製本費 役務費 通信運搬費 使用料及び賃借料  2 民生委員及び児 童委員の研修費 報償費 旅費 需用費 消耗品費 印刷製本費 役務費 通信運搬費 使用料及び賃借料 補助金		
合 計			

(注) 1 積算内訳については、詳細に記入してください。

2 高知県民生委員児童委員協議会連合会補助金交付要綱第5条第1号の規定により、経費の区分間の配分の変更については、条件が付されているため、適正な予定を立てて行ってください。

別紙2

申 立 書

令和 年度高知県民生委員児童委員協議会連合会補助金の交付申請にあたり、  
当団体は県税の納税義務がないことを申し立てます。

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

別紙3

支 出 済 額 内 訳 書

補助対象事業	経費区分	支出額 (単位：円)	積算内訳 (単位：円)
県民児連運営事業	1 庁費 旅費 需用費 消耗品費 印刷製本費 役務費 通信運搬費 使用料及び賃借料  2 民生委員及び児童委員の研修費 報償費 旅費 需用費 消耗品費 印刷製本費 役務費 通信運搬費 使用料及び賃借料 補助金		
合 計			

(注) 1 積算内訳については、詳細に記入してください。

2 高知県民生委員児童委員協議会連合会補助金交付要綱第5条第1号の規定により、経費の区分間の配分の変更については、条件が付されているため、留意してください。